

令和5年11月8日

物流・自動車局貨物流通事業課

## 「コンテナ専用トラック等導入事業」（補助事業）の二次募集開始

温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止及び低炭素型の物流体系の構築を図るとともに、物流分野の労働力不足に対応した物流効率化の取組をより一層推進するため、本日より、「コンテナ専用トラック等導入事業」（補助事業）の募集を開始いたします。

1. 募集期間：令和5年11月8日（水）～令和6年1月19日（金）

応募方法など詳細については、一般財団法人環境優良車普及機構のホームページに掲載されている交付規程及び公募要領等をご覧ください。申請様式に必要な事項をご記入のうえ、必要書類を添えて下記執行団体※へご提出ください。

※補助事業の執行団体：一般財団法人環境優良車普及機構

<https://www.levo.or.jp/fukyu/butsuryu/index23h.html>

2. 補助対象事業者

募集開始日から令和6年1月19日（金）までに登録（新車を新規登録するものに限る）した以下の補助対象設備等を導入した貨物利用運送事業者等となります。

## ●補助対象設備等

- ① コンテナ専用トラックの緊締装置
- ② 緊締装置付きコンテナトレーラ

※①・②ともに、コンテナサイズ12、20、31、40フィートのいずれかのコンテナを積載できるものに限ります。

## ●貨物利用運送事業者等

- (1) 貨物鉄道又は内航船舶を利用して運送する貨物の集荷及び配達を行う第二種貨物利用運送事業者
- (2) 貨物鉄道又は内航船舶を利用して運送する貨物の集荷及び配達を行う第二種貨物利用運送事業者から集配の委託を受けた貨物自動車運送事業者
- (3) 補助対象設備等を(1)又は(2)にファイナンスリースにより提供する契約を行う事業者

3. 補助対象金額（補助率）

補助対象経費に補助率1/2を乗じて得た額以内の額（上限200万円）

※予算額 約160百万円

※補助対象となる設備等であっても、40フィートコンテナサイズを積載するコンテナ専用トラック等から優先して採択を行いますので、申請状況によっては補助金額を減額し又は不採択とすることがあります。

【お問い合わせ先】

物流・自動車局貨物流通事業課 吉野、荒川

TEL：03-5253-8111（41-362、41-346）03-5253-8300（直通）